



近畿税理士会

発行 平成14年8月

泉大津支部だより 14年夏号

No.7

発行/近畿税理士会泉大津支部 支部長 林 武史

泉大津市東豊中町3-16-1 大安ビル3F TEL 0725-45-2534

編集委員/延時 隆・竹尾 公宏・石谷 秀志・岩間 新吾・笠井 慎五

当支部にも事務局設置を

総務担当 副支部長
露口 六彦



近畿税理士会泉大津支部規約第5条に、「当支部の事務所は支部長の税理士事務所に置く」とあります。この規定は当支部が発足以来、私たち会員が意識することなく、見過ごしてきたのではないのでしょうか。過去少なくとも支部長経験者は規定に則り、当然のこととして役目を果されてきたと思います。そして何かにつけ、「支部長職は大変な役目だなあ」と、感じてこられたことと拝察いたします。そういった意味で、過去支部長職等お役目を果されてきた会員先生方には敬意を表するところであります。

一方、税理士をとりまく環境が以前とは随分変化してきている現状があります。規制緩和からはじまり、税理士法の改正、不況による関与先企業の業績不振、税理士業務の多様化により色々なサービスに対応出来る環境づくり、莫大な情報の氾濫による税理士の業務過多等々。各々の税理士諸氏は忙殺の毎々を送っているのではないのでしょうか。

そんな中で、特に支部長等に過重な負担がかかっているように思われます。ともすれば支部長はじめ各担当者が情報（例えば本会、支部懇談会、支部役員会等の情報）を等しく全会員に伝達されていない場合も起こり得る可能性があります。支部活動が活発に成されているかといえますと、忙しさのあまり不十分であり、役員会で英知を絞った企画をしても、参加者は平均20%~30%と低調であります。私達一人一人が会費を納めながら、自らの支部活動が活性化されないのは何故なのでしょう。

このような不況下で変化の激しい対応が難しい時こそ、支部がまとまって、少なからず外部環境にうまく順応出来るようになることが必要ではないのでしょうか。支部活動を通じてお互いに色々な情報を交換し合い、また切磋琢磨するところに、支部が活性化し、私達税理士の職域防衛に繋がるものと思います。

支部活性化のためには、業界の情報は迅速にかつ公平に各会員に伝達されることも重要なファクターであると思います。それを支部長等各担当者に負担をお願いするのは、今後考え直す必要があると考えます。いつまでも、一部の会員のボランティアに甘んじる組織形態であってはならない、と考えます。そこに事務局設置の必要性を感じます。事務局から、素早く情報が各会員に等しく伝達され、又会員が等しく情報を知ることが出来るものと考えます。後述致しますが、その他支部の事務局の多くは納税協会と同居しております。そこで納税協会のスペースの一部を借りることにより、より一層納税協会とも接触する機会が多くなり、今まで以上に良い関係が生まれてくるのではないかと考えます。

会員数が100名を超えた現状を踏まえ、支部事業活動の活性化、支部長をはじめ支部役員負担軽減などを考慮し、今後総務委員会として検討を重ねてまいりたいと考えます。他支部の事務局設置の現状といいますと、近畿税理士会83支部のうち、既に設置している支部が29支部あり、平成13年以降設置した支部は、旭支部、天王寺支部、八尾支部で、それぞれ事務局は納税協会に置いています。

事務局の形態は様々ですが、所有2、有償による借室18、無償による借室7、権利の取得2、となっています。また、事務局職員も専任者雇用23、他団体に事務委託5、職員なし1、となっています。なお、設置していない場合の事務は、大半の支部が支部長及び支部長事務所の職員が担当しているようであります。

今後財政状況、運営費用等について検討を加え、それが支部活動の活性化、職域防衛、運命打開に繋がるのであれば、是非その方向で検討したいと考えます。

どうか、支部会員皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

14年夏号主な内容

1面 当支部にも事務局設置を

2面 着任のご挨拶

3面 知識あれこれ 手形の話

4面 こころの窓「岸和田だんじり祭」

5面 第7回誌上研修

～平成14年度法人税関係の

身近な改正ポイントについて～

8面 告知板・原稿募集

着任のご挨拶

泉大津税務署 署長 足立 恒彦



残暑の候、近畿税理士会泉大津支部の会員の皆様方には、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

私、この度の人事異動により大阪国税局調査第二部から赴任してまいりました足立でございます。泉北地区における納税道義は、非常に高い水準にあると伺っており、この地に勤務できることを光栄に思っております。

微力ではございますが、全力を尽くしてまいりますので、前任の宮田署長同様、御指導・御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、情報化・国際化の進展など、経済・社会の構造変化により、大きく変わってきております。

また、あるべき税制の構築に向けた本格的な論議が進められており、国民の皆様の税に対する関心は、ますます高まっております。

このような状況の中、税の執行に携わる私どもといたしましては、的確に環境の変化に対応しながら、「適正公平な課税の実現」と「期限内納付の定着」を通じ、国民の皆様から信頼される税務行政の確立に向けて更なる努力をしてまいる所存であります。

しかしながら、このことは、国税当局の力のみで達成できるものではなく、皆様方の暖かい御支援・御協力が是非とも必要でございます。

どうか、今後とも、税務の専門家である皆様方の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝、御事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

知識あれこれ 手 形 の 話

竹尾 公宏

私たち税理士は、手形を直接扱うことは、ほとんどないと思いますが、時々顧問先から手形の紛失等の処理について聞かれることがあります。

そこで、手形について私がいままで質問を受けたことを調べましたので以下に記載します。

1. 手形の盗難等

- ① 手形の盗難、紛失、滅失があった場合、銀行へ事故届を出せば一応支払は、ストップされる。
この事故届は、支払義務者又は裏書譲渡人が盗難等に遭った場合は、支払義務者及び裏書譲渡人が連署して事故届を提出するのが通例であり裏書譲渡人単独では事故届を提出できないようである。
- ② ①の手続きのみでは、盗難等に遭った手形を取得した善意の第三者に対抗できないので裁判所へ公示催告の申立、除権判決の申立を行い手形の無効を宣言してもらうことによって初めてこの手形は、無効となり逆に申立人は手形がなくても手形関係人に権利を主張できるようである。

<公示催告>

公示催告とは、裁判所の掲示板及び官報に公告し手形の正当な所持人と主張するものは届出でよというものである。この期間は6ヶ月を要するとしているが通常は7～8ヶ月である。もし届出があれば、公示催告の手続きは中止され申立人と届出た者との間で問題は解決されるようになる。

2. 取立を忘れた手形

手形期日に取立を忘れた場合、期日後2営業日までの間であれば、銀行で取扱ってくれる。
2営業日を過ぎた場合銀行では、取扱ってもらえず直接支払い義務者(振出人または引受人)に請求することになる。

3. 手形の時効期間

- イ、振出人(約束手形の場合)、引受人(為替手形の場合)に対する時効期間・・・手形期日から3年
- ロ、裏書人に対する時効期間・・・支払拒絶の日から1年
(不渡手形について第2裏書人が第1裏書人に請求する場合等)
- ハ、償還を果たした裏書人・・・裏書人が手形を買戻した日等から6ヶ月
(例えば不渡手形について第2裏書人が第3裏書人の請求に応じ償還した場合第2裏書人が第1裏書人に請求する場合等)

4. 手形の保証

手形の保証とは、手形の振出、裏書、引受等によって生じた手形上の債務を負担する目的をもってこれと同一内容の手形債務を負担する手形行為である。

<保証の方式>

① 正式保証

たとえば、振出人 ××太郎 ?
保証人 ××花子 ?

とし手形自体または、付箋に「保証」その他これと同一の意義の文言と主債務者を記載して保証人が署名する場合を正式保証という。

② 略式保証

主債務者を指定せず、単に保証の趣旨で記載し(例えば保証人 ××太郎?)又は、これも記載しないで単に署名のみをもって(例えば ××太郎?)することができる。

これを略式保証という。単なる保証は手形の表面にしなければならない。

③ ①②とは別に保証のための裏書がある。(隠れた保証)

わざわざ①②のような保証の形式とらず商取引等がないのに保証の目的をもってのみ裏書することである。

①、②、③の保証の形式の違いは、争いが生じたときの訴訟上の取り扱いの差異に生じるようである。

なお、保証人は、原則として主債務者と同一の責任を負う。

5. 当座残高を超える複数の手形が同日に呈示された場合の銀行側の処理

例えば当座残高100万のところ60万及び50万の手形が同日に呈示された場合どちらを優先するかは、原則として銀行側の自由裁量のようなものである。

6. 不渡手形と取引停止処分の流れ

一般に2回目の不渡手形を出すと銀行取引停止処分となるが、この過程は、1回目の不渡を出した時点で交換所は全参加銀行に不渡報告をもって不渡手形の振出人氏名、住所等を通知しておく。この段階では、取引制限等の効果は生じない。

その後6ヶ月以内に2回目の不渡手形を出すと取引停止処分となる。

逆に6ヶ月を経過後に2回目の不渡手形を出しても取引停止処分とはならない。

なお、この取引停止処分の期間は、2年間である。

以 上

こころの窓

『岸和田だんじり祭』

松原 一仁

これを読んで頂いている皆さんは泉州の方が多いので、岸和田のだんじり祭は、見物したことがある方がほとんどではないかと思いますが、もしない方もどんなお祭かはある程度ご存じではないかと思いますが、簡単にご紹介します。

岸和田だんじり祭は、元禄16年(1703年)、岸和田城主の岡部長泰公が、京都伏見稲荷を城内三の丸に勧請し、五穀豊穡を祈願して行った稲荷祭が起源といわれ、メインのだんじりは、総ケヤキ作りで重さ約4トン、高さ3.8M、巾2.5Mといわれ、その周囲には源平合戦、大坂夏の陣など戦国絵巻の彫り物が施されており、2本の綱で500人以上の人で曳いています。

私の生まれた地域では、20台のだんじりを9月の14、15日の二日間曳行しています。

ところで、私はそのようなお祭りのある岸和田で生まれ3歳位までそこで暮らしました。

しかし、1歳の誕生日前に小児マヒ(ポリオ)にかかり、入院生活を約一年おくりましたので岸和田で暮らしたのはほんの少しの期間でありその後堺の方に引っ越しました。その後祖母の家が岸和田であったことや父もだんじりが好きで若い頃は参加していたこともあり、だんじり祭を子供の頃は、毎年見る機会があり段々と好きになっていきました。

しかし、小児マヒにかかり杖がないと歩けない状態では喧嘩祭といわれるような荒々しいお祭りに参加はもちろん、見物でさえも家族のものなど誰かについてもらわないと許可が出ません。しかたなく、祖母の家の部屋の格子の隙間から必死にお祭りを見ていたことを覚えています。しかし、旧街道沿いに家が面していたとはいえ、だんじりが通るメイン道路ではないので、あまり通ることがありません。しかし、見たくて見たくてしょうがないので、何とか夜間曳行の危険の少ない時につれていってもらい楽しむ程度でありました。

子供時代は、お祭りが近づく9月の初めになると、気持ちがそちらの方にばかり行き、勉強が手に着かない状況で親からよく叱られていました。そのころは、現在のように9月15日が祝日ではなかったので、お祭りといっても岸和田の学校は二日も休みですが、私の行っていた学校は休みではありません。休ませてもらいたい気持ちで親にすがりましたが、勉強が大事だと言われ休ませてくれません。しかし、ある年の前日から祖母の家に泊まり、翌朝学校へ行く時間が近づくとし熱があるのではと聞いて、測ってみると37度前後ありました。そこで休んでも良いとの許可がでました。しかし、すぐに熱は下がりましたが興奮していたため熱が上がったのではないかと思います。一種のずる休みですがそうしてでも、一年に一度のお祭りはどうしても見たかったということです。

その後、大学に入学した年から親も一人で見物することを許可してくれるようになり、朝の4時頃から夜の12時前まで2日間ずっと外で見るようになりました。それも初めは電柱の陰に隠れて安全第一で見ていましたが、段々迫力のある場所で見えるようになりました。

社会人になると、学生と違い親戚に泊めてもらうのも気が引けるようになり、3日間ホテルに毎年泊まって見るようになりました。この3日間は、だんじりの動いている間は全て見たいので、延べ40時間位満員電車並の人混みのところで人に押されながら、はっぱをきてずっと立ち放しで見ていました。あまりきついので、水しかのどが通らなくなり、食事はほとんどとらないという状態で若い頃は見ていました。このような三日間を過ごしますと他のきつい仕事や研修があっても、お祭りよりは楽だと思い、苦痛が薄れるように思えます。

50歳の現在でもお祭りの三日間は同じように見ていますが、段々と年をとるほど行動範囲が狭くなり、ほとんど同じ場所で見ることが増えてきました。

だんじりの魅力について、時々他の人から聞かれることがありますが、私の中では全てが好きであり、太鼓の音、はっぱ、彫り物、引き手やだんじりの動き等々、挙げ出したらきりがありませんが、本当は子供の頃に好きになったことと自分が直接参加できない分、発散できないのでそれが余計に好きになったのではないかと思います。

皆さんも見たい方は、一度見に来て下さいと言いたいのですが、最近は全国から見物客が多く本当の迫力のある場所にはなかなか近づけなくなっているだけでなく、人だけが疲れるだけというのが現実ではないでしょうか。もし、見られたい方は、良い見るポイントぐらいでしたら、お教えします。

最後に私は、自分の力で見に行く事ができなくなったら、見物も仕事も全てやめてゆっくり余生を他の趣味を楽しみながら送ろうと考えています。しかし、もう少しだんじりを楽しみたいと思います。(一生だんじりから離れられないかも?)

以上



今年度の税制改正の中で、特に中小企業関連の重要事項と考えられる改正項目を確認したいと思います。

1. 特別償却・特別控除制度の改正事項
2. 交際費等の損金不算入に関する改正事項
3. 同族会社の留保金課税の軽減等
4. 受取配当等の益金不算入に関する改正事項
5. 欠損金の繰戻還付措置の延長

1. 特別償却・特別控除制度の改正事項

① 中小企業投資促進税制の拡充

- ・ 青色申告書を提出する中小企業者の取得する機械装置等について特別償却（30％）又は7％税額控除（資本金3000万円以下の法人等のみ）が認められ、リースの場合はリース費用総額の60％が7％税額控除の対象となる制度ですが、今年度の改正により、対象設備の価額要件が以下のように引き下げられ、適用期間が2年間延長された結果、平成16年3月31日までの取得及びリースに適用可能となりました。

機械装置の取得 230万円以上→160万円以上

機械装置のリース 300万円以上→210万円以上

- ・ なお、改正項目の適用時期は平成14年4月1日以後取得等分からとなります。
- ・ 電子計算機、デジタルファクシミリ等の特定の器具備品9種類については価額要件の変更はなく、取得については100万円以上、リースの場合は140万円以上と従来通りです。

② エネルギー需給構造改革推進設備等を取得等した場合の特別償却または税額控除の改正

- ・ いわゆる「エネ革税制」ですが、対象設備等の見直しが行われたとともに、一定の設備に係る基準取得価額が取得価額の75/100相当額(改正前)から50/100相当額(改正後)へと引き下げられた(平成14年4月1日以後取得等分から)とはいえ、制度としては2年間延長されており、平成16年3月31日までの取得等に適用可能となりました。

③ 電子機器利用設備を取得等した場合の特別償却または税額控除の廃止

- ・ いわゆる「メカトロ税制」ですが、制度は廃止され、平成14年4月1日以後の取得等分からは適用できなくなっています。ただし、メカトロ税制の対象機器は、前述①の拡充された中小企業投資促進税制によって原則、措置されることとなるため、中小企業投資促進税制に一本化するための廃止であると考えられています。

④ 製品輸入額が増加した場合の法人税額特別控除制度の廃止

- ・ 平成14年4月1日以後開始する事業年度から廃止されました。

⑤ 中小企業技術基盤強化税制の適用期限延長

- ・ 青色申告書を提出する中小企業者等が所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、その事業年度の法人税の額から当該試験研究費の額の10％相当額を税額控除できる制度ですが、適用期限が1年間延長され、平成15年3月31日までの間に開始する事業年度の特別税額控除割合を引き続き10％とすることとされました。



2. 交際費等の損金不算入に関する改正事項

- ・ 交際費等の損金不算入制度について、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人に係る定額控除限度額が、300万円(改正前)から400万円に引き上げられました。この改正は平成14年4月1日以後開始事業年度からの適用となります。

3. 同族会社の留保金課税の軽減等

1) 現行制度の概要

- ・ 平成12年度改正で、青色申告書を提出する同族会社の内、次の法人に係る平成14年3月31日までに開始する各事業年度については、同族会社の留保金課税は適用されないこととされています。
 - イ) 設立後10年以内である新事業創出促進法に規定する一定の中小企業者に該当する同族会社
 - ロ) 新事業創出促進法の認定事業者に該当する同族会社

2) 改正内容

- ・ 同族会社のうち中小法人については、次のように課税留保金額に対する税額が5%軽減されます。

課税留保金額が年3,000万円以下の金額	10% (改正前)→ 9.5% (改正後)
課税留保金額が年3,000万円超1億円以下の金額	15% (改正前)→ 14.25% (改正後)
課税留保金額が年1億円超の金額	20% (改正前)→ 19.0% (改正後)

なお、この改正事項は平成14年4月1日から平成16年3月31日までに開始する事業年度に適用されます。
- ・ 同時に、現行の中小法人に対する同族会社留保金課税の不適用の対象を拡大した上、適用期限を2年間延長し、平成16年3月31日までに開始した事業年度までとされました。
- ・ 新たに追加された留保金課税の不適用法人とは、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の中小企業者に該当する法人で、前事業年度の損金の額に算入される試験研究費の額及び開発費の額の合計額が、収入金額の3%を超えるもの」とされており、平成14年4月1日から開始する事業年度から適用されます。

4. 受取配当等の益金不算入に関する改正事項

① 益金不算入割合の引き下げ

- ・ 特定株式以外の株式等に係る益金不算入割合が80%から50%に引き下げられました。ただし、中小法人等については平成14年度は70%、平成15年度は60%、平成16年度以降を50%とする経過措置がとられることになっています。平成14年4月1日以後に開始する事業年度からの適用となります。

② 特定利子制度の廃止

- ・ 控除負債利子を計算する際に、配当等の元本となる株式等の取得に充てられていないと認められる負債に関わるものを除外して計算する特定利子制度が、一部を除いて原則廃止されるため、結果的に益金不算入額が減少することになります。平成14年4月1日以後に開始する事業年度からの適用となります。



5. 欠損金の繰戻還付措置の延長

1) 現行制度の概要

- ・次に掲げる欠損金額を除いて、繰戻還付制度の適用は現在のところ停止されています。

- イ) 解散等(解散、営業の全部譲渡、民事再生法に基づく再生手続開始決定他)があった場合の欠損金額。
 - ロ) 中小企業者に該当する法人の設立の日を含む事業年度の翌事業年度からその事業年度開始の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度の欠損金額。
 - ハ) 中小企業経営革新支援法の承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者で行政庁の確認を受けたものの欠損金額。
- 二) 産業活力再生特別措置法の認定を受けた法人が、その計画に従い特定設備の廃棄等を行った場合において、その廃棄等を行ったことにより生じた損失に係る欠損金額。

2) 改正内容

- ・欠損金の繰戻還付停止措置は、平成4年4月1日から平成14年3月31日までの間に終了する事業年度についてでしたが、今回の改正により停止期間が2年間延長されます。
- ・これに伴い特例措置として欠損金の繰戻還付の適用が認められている前記ロ)及びハ)についても2年間延長されます。前記二)については平成13年の税制改正で2年延長されています。

以上

(参考)

旬刊速報税理/日本税理士会連合会監修(ぎょうせい)第21巻9号、第21巻12号
週刊税務通信/税務研究会2712~2713号
税務ハンドブック/宮口定雄編著(コントロール社)平成14年度版
税務経理ハンドブック/日本税理士会連合会編(中央経済社刊)平成14年度版



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL (06) 6941-6888
FAX (06) 6947-2800
URL: <https://nl.vpo.fenics.or.jp/vnfs/>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフアース保険、自動車保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニテシステム(相続対策)、不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士・婦人服イージーオーダー
健康食品(プロポリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、薬石、墨壺

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
(株)公益社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーマシン・サーバーレンタル
保養施設

支部行事 告知板

平成14年10月18日(金)～19日(土)
支部旅行 四国・湯元ことひら温泉
 ゴルフコンペ<エリエールGC>

平成14年11月21日(木) 14:00～16:00

支部研修会

場 所: テクスピア泉大津・研修室
 テーマ: 資産税の法令改正
 講 師: 税理士 笹岡 宏保氏

入 会

平成14年 2月19日 杉本 あすか 先生
 事務所: 〒594-0023 和泉市伯太町2-3-27
 伯太ビル2F
 杉本光伸事務所内

TEL 0725-45-2288

平成14年 2月19日 西尾 篤 先生
 事務所: 〒595-0061 泉大津市春日町3-2
 久保正馬事務所内

TEL 0725-33-3107 FAX 0725-33-3214

平成14年 6月21日 吉本 理恵 先生
 事務所: 〒594-1151 和泉市唐国町1-8-25
 森福淳治事務所内

TEL 0725-53-3906 FAX 0725-53-3907

事務所異動

平成14年4月26日 森永 牧雄 先生
 事務所: 〒595-0021 泉大津市東豊中町1-2-3
 伸公園ビル2階

TEL 0725-45-1132 FAX 0725-45-3018

平成14年5月14日 大江 裕 先生
 事務所: 〒592-0003 高石市東羽衣3-15-2
 TEL 072-265-3223

平成14年5月29日 笠井 慎五 先生
 事務所: 〒594-1153 和泉市青葉台1-6-2
 TEL 0725-56-7805 FAX 0725-56-0860

平成14年6月4日 比嘉 正興 先生
 事務所: 〒595-0015 泉大津市二田町1-20-30
 TEL 0725-33-6523 FAX 0725-32-3750



ご逝去 平成14年5月24日 北野 知三郎 先生

業務廃止 平成14年4月29日 三宅 八郎 先生

<会員の異動>

平成14年 7月31日現在 会員 103名

転 入

平成14年 2月21日 山崎 利夫 先生 南支部より
 事務所: 〒592-0005 高石市千代田2-5-17
 TEL 072-263-0708 FAX 072-263-9168

平成14年 4月 6日 上野 精一 先生 堺支部より
 事務所: 〒592-0002 高石市羽衣1-16-1

平成14年 5月 2日 中尾 信雄 先生 泉佐野支部より
 事務所: 〒592-0012 高石市西取石1-22-7
 TEL 072-264-6104 FAX 072-264-6104

平成14年 6月 8日 白木 亨 先生 堺支部より
 事務所: 〒592-0013 高石市取石3-4-73
 福昭会たかいし苑内
 TEL 072-275-0525

原稿募集!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時、この掲載記事を募集しています。

書式は、字数 1680字 (1行 24字×70行) 以内で、できるだけ、
 テキスト・ファイル形式でメールにて送信ください。

もしくは、原稿用紙 1行 24字×70行以内でも、結構です。

テーマは問いません。仕事・随想・趣味などなどお寄せください。



お問い合わせは、広報委員会 延時まで。

TEL 0725-46-0680 FAX 0725-46-0681

e-mail adv_tn@wa2.so-net.ne.jp

編集後記

確定申告、3月決算法人、納期の特
 例がすみ次の繁忙期まで悠々?

ところで年2回の発刊を続けてきた
 支部便りも3年が経ちました。発刊4
 年目となる第7号、本年は、年3回の
 発刊となります。どうぞ宜しく。

竹尾